

別表一の三次葉
「46」又は「55」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉 令二・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名					
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	46	000	その他の法人税額	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	55	000
	税額の計算	その他の所得金額 (1)-(46)	47	000	税額の計算	その他の所得金額 (13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	
	控除	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	50		控除	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	59	
	「46」欄及び「55」欄	51						
<p>中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00380」</p> <p>③ 「適用額」欄：「46」欄及び「55」欄の金額の合計(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、「46」欄及び「55」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「13」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		その他に法人税額の計算に係る所得の金額	この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63			この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	64			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	67		
	この申告前の法人税額	68			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	外	
	この申告前の還付金額	69	外				00	

地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (36)	71	000	(71)の4.4%又は10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43の外書)))	77	00
この申告前の中間還付額	75				